

担い手確保・経営強化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、担い手確保・経営強化支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号。以下「実施要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第2条 本事業は、前条の趣旨を踏まえ、農産物の輸出の取組など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金等の交付の対象経費、補助対象期間及び補助率は、要項別表に掲げるとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画書の様式は、実施要綱に定められている総括表、個別表及び別に定める様式とする。

(事業実施計画の変更)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、実施要綱に定められている総括表、個別表及び別に定める様式を準用する。

(補助金の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、実施要綱に定められている総括表、個別表及び別に定める様式を準用する。

(補助金の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、実施要綱に定められている総括表、個別表及び別に定める様式を準用する。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第8条 地域の実情に応じ、事業の効果的な実施を図るため交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定前着工届（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別紙様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、実施要綱に定められている総括表、個別表及び別に定める様式を準用する。

(事業の推進)

第11条 事業実施主体は、本事業の目的を達成するため、関係機関との連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(財産処分の制限)

第12条 要項第17条に規定する本事業により取得した財産の処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間とする。

(その他)

第13条 事業実施主体は、助成対象者が補助金の交付申請に関し虚偽の申請をしたときには、知事にその旨を報告するとともに、補助金の返還等の適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月4日から施行する。

(別紙様式第 1 号)

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

〇〇市町村長 〇 〇 〇 〇

令和〇年度担い手確保・経営強化支援事業補助金に係る交付決定前着工届

令和 年 月 日付け 第 号で計画承認内示の通知のあった事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 助成対象者名
- 2 事業内容
- 3 付す条件
 - 1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
 - 2) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - 3) 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 その他

(別紙様式第 2 号) (要領第 9 条関係)

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

〇〇市町村長 ○ ○ ○ ○

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業遅延届

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった事業の遅延について、下記のとおり報告します。

記

- 1. 事業実施主体名
- 2. 事業内容
- 3. 進捗状況
- 4. 遅延理由
- 5. 遅延に対して講じた措置
- 6. その他